

住民監査請求の手引

～住民監査請求Q&A～

川崎市監査事務局

令和7（2025）年3月

この「住民監査請求の手引～住民監査請求Q＆A～」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定されている住民監査請求の制度について、制度の趣旨等を正しく理解いただくために、川崎市監査事務局が作成したものです。

住民監査請求の提出に当たっては、事前相談の機会を御活用ください。

目次			
制度	Q1	住民監査請求とはどのような制度ですか？	1
	Q2	住民監査請求を行うことができる人は？	1
	Q3	どのような場合に住民監査請求ができますか？	2
	Q4	「相当の確実さで予測される場合」とは？	2
	Q5	住民監査請求の対象となる事項は具体的にどのようなものですか？	3
	Q6	対象となる事項はどの程度特定する必要がありますか？	4
	Q7	事実証明書とはどのようなものですか？	5
	Q8	市の損害発生及びその可能性を要する理由は？	6
	Q9	監査委員にどのような「必要な措置」を求めることができますか？	7
	Q10	住民監査請求ができる期限は？	8
請求書の提出	Q11	請求書の提出前に事前相談はできますか？	9
	Q12	請求書の作成方法は？	10
	Q13	事実証明書等の書式は？	11
	Q14	住民監査請求の請求書はどこに提出するのですか？	12
	Q15	受け付けた請求書の扱いは？	13
	Q16	請求書の補正とは？	13
請求書の提出後	Q17	請求人の証拠提出及び陳述とは？	14
	Q18	住民監査請求にはどのような結果がありますか？	15
	Q19	住民監査請求に基づく監査の流れは？	16
	Q20	監査の結果に不服がある場合は？	17
その他	Q21	監査委員以外に監査を求めることはできますか？	18
参考		住民監査請求・請求書チェックリスト	21
		関係法令	22
		参考様式	27
		これまでの住民監査請求とその結果	28

Q 1 住民監査請求とはどのような制度ですか？

A 1

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長、委員会若しくは委員、職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為（当該行為が相当の確実さで予測される場合を含む。）又は怠る事実があると認めるときに、事実を証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって、川崎市が被った損害を補填するため等に必要な措置を講ずべきことを請求する制度です（地方自治法第242条第1項）。

また、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、市長、行政委員会、委員又は市の職員（以下「市長等」という。）が行う違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実について、その予防、是正等を図ることを目的とするものです。監査対象となる財務会計行為は、**地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならない**というべきであるとされています（最高裁判所第一小法廷平成6年9月8日判決）。

個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

Q 2 住民監査請求を行うことができる人は？

A 2

住民監査請求を行うことができる人は、川崎市の住民（法人を含む。）に限られます。川崎市の住民とは、次の者を指します。

1 市に住所を有する者

複数人連名の請求も可能ですが、この場合、代表者の選任をお願いします。また、可能であれば、本件請求に係る通知を代表者宛てに送付してよい旨請求書に記載してください。

2 法人

市に本店の所在地又は主たる事務所等を置いていることが必要です。

法人格のない町内会、自治会、任意団体なども請求が可能です。

この場合、団体としての実態を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要しますので、これらが分かる資料として会則や活動実績があることの証拠となる書類の提出を求めることがあります。

Q 3 どのような場合に住民監査請求ができますか？

A 3

住民監査請求の対象となる事項は、次に掲げる財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに限られます（地方自治法第242条第1項）。

- （1）違法若しくは不当な公金の支出があるとき。
- （2）違法若しくは不当な財産の取得、管理、処分があるとき。
- （3）違法若しくは不当な契約の締結、履行があるとき。
- （4）違法若しくは不当な債務その他の義務の負担があるとき。
- （5）上記（1）から（4）までの行為が相当の確実さで予測される場合があるとき。
- （6）違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるとき。
- （7）違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとき。

なお、（1）から（4）までの行為については、原則として、**当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができません。**

Q 4 「相当の確実さで予測される場合」とは？

A 4

違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担が相当の確実さをもって予測される場合があるときは住民監査請求の対象となります（地方自治法第242条第1項）。

当該行為がなされるおそれが存在する場合において、単にその可能性が漠然として存在するだけでなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に予測される程度に具体性を備えている場合を指します。

どの程度の要件を備えていれば「相当の確実さ」を有するものといえるかは、個々具体的に監査委員が判断します。

Q 5 住民監査請求の対象となる事項は具体的にどのようなものですか？

A 5

具体的には、違法若しくは不当な次の行為等です。

- (1) 公金（市長等の管理に属する現金及び有価証券）の支出
市長等による委託料、工事請負費、補助金の支出など
- (2) 財産（公有財産、物品、債権及び基金）の取得、管理、処分
市長等による土地の取得、損害賠償請求権の放棄など
- (3) 契約の締結、履行
市長等を当事者とする売買、貸借、請負その他の契約など
- (4) 債務その他の義務の負担
市長等による借入、負担付きの寄附受入など
- (5) 上記（1）から（4）までの行為が相当の確実さで予測される場合があるとき。
- (6) 公金の賦課、徴収を怠る事実
市税の徴収を怠るなど
- (7) 財産の管理を怠る事実
市有地や市債権の財務的管理を怠るなど

Q 6 対象となる事項はどの程度特定する必要がありますか？

A 6

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実、**他の事項から区別して特定認識できるよう、個別的、具体的に特定する必要があります。**

住民監査請求において、請求人は、主張する事実について、書面（請求書）を作成して、申し出ることになっています。請求書には、その事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を添える必要があります（地方自治法第242条第1項）。

請求の対象となる行為の特定は、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、**当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し**、また、当該行為等が複数である場合には、性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要します。

請求書及び事実証明書の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、請求の対象が具体的に摘示されていないと認められるときは、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は請求について監査をする義務を負わないものとされています（最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決）。

Q 7 事実証明書とはどのようなものですか？

A 7

請求人は、住民監査請求をしようとするときには、請求書に事実証明書を添える必要があります（地方自治法第242条第1項）。

事実証明書は、請求の要旨を裏付けるもので、客観的に認められることが必要です。請求に係る事項が数項目にわたるときは、事実の全部について、その事実証明書を添付しなければなりません。これは、**具体的な事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止するためのもの**です。

特に様式はありませんが、事実証明書の例として、次のようなものがあります。

- （１）公文書開示請求により入手した公文書の写し
- （２）市から発出された文書等（照会に対する回答等）
- （３）新聞記事の写し

複数の事実証明書を提出する場合は、資料の一覧表を作成し、事実証明書ごとに資料番号を付けるようお願いいたします。

（例 甲第1号証、甲第2号証・・・）

なお、複数の資料を1枚に集約するのはできるだけ避けてください。

Q 8 市の損害発生及びその可能性を要する理由は？

A 8

住民監査請求の制度は、住民が市長等の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、**住民全体の利益を保護することを目的とする制度**とされています。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、市に損害を与えるもの又はその可能性があるもので、**住民全体の利益に反するものである必要があります**（最高裁判所第一小法廷平成6年9月8日判決）。

請求人は、請求書に市の財務会計上の行為又は怠る事実により、市にどのような損害を与えているかを示さなければなりません。

<参考> 最高裁判所第一小法廷平成6年9月8日判決／平成6年（行ツ）97号

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。

Q 9 監査委員にどのような「必要な措置」を求めることができますか？

A 9

請求人が監査委員に対して求めることができる必要な措置は、財務会計上の行為の防止、是正、怠る事実を改めること、財務会計上の行為又は怠る事実により市の被った損害を補填するための必要な措置です（地方自治法第242条第1項）。

請求書には、監査委員に対して、次のとおり、どのような措置を求めようとするのか、記載してください。

- （１）当該行為を事前に防止するために必要な措置
行為の差止め又は停止等の措置
- （２）当該行為を事後的に是正するために必要な措置
契約の解除、原状回復、無効の確認、取消等の措置
- （３）当該怠る事実を改めるために必要な措置
課税処分、滞納処分、強制執行等の措置
- （４）市の被った損害を補填するために必要な措置
損害賠償の請求、不当利得の返還請求等の措置

Q10 住民監査請求ができる期限は？

A10

違法若しくは不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から**1年を経過したときは、住民監査請求をすることができません。**

ただし、**正当な理由**があるときは、当該日から1年を経過していても住民監査請求をすることができます。その場合、請求人は期間内に住民監査請求することができなかった理由を示す必要があります（地方自治法第242条第2項）。

なお、**怠る事実について行う住民監査請求については、その事実が継続している限り、請求期間の制限はありません**が、怠る事実が終了している場合は、その終了した日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができません。また、怠る事実の原因が財務会計上の行為である場合（違法な支出による損害賠償請求権の不行使など）は、その財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができません。

財務会計上の行為があった日とは

公金の支出をした日や、契約を締結した日などのように、一時的な行為のあった日をいいます。

財務会計上の行為が終わった日とは

市有地の使用貸借契約の満了した日などのように、ある一定の期間継続する行為の終わった日をいいます。

正当な理由とは

- （1）天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合
- （2）財務会計上の行為等が極めて秘密裏にされた場合
- （3）住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができなかった場合

※請求人の個人的な事情は含まれません。

※正当な理由があったと認められるかどうかは、住民が、財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができたと解されるときから、相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかなどによって監査委員が判断します。

Q11 請求書の提出前に事前相談はできますか？

A11

住民監査請求は、対象が限定的であるとともに、期間の制限もあります。

このため、住民監査請求の提出に当たっては、事前相談の機会を御活用ください。

なお、事前相談に当たっては、「住民監査請求の手引～住民監査請求Q＆A～」などにより制度等の概要を御確認いただくとともに、対象となる財務会計上の行為等（Q3参照）の概要について、事前に御確認いただきますようお願いいたします。

<事前相談先>

担当課 川崎市監査事務局行政監査課

郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

所在地 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎16階

※令和7年4月1日から、南庁舎に名称が変わります。

電 話 044（200）3448

FAX 044（245）8243

Eメール 92gyosei@city.kawasaki.jp

Q12 請求書の作成方法は？

A12

住民監査請求はその要旨を記載した請求書を監査委員に提出して行います（地方自治法施行令第172条）。この際、地方自治法施行規則第13条に規定されている様式により作成した請求書に事実証明書を添えて行うこととされています。

監査委員は、**請求書と事実証明書等により、監査を行う必要があるかを判断します。**

請求書の記載例は次のとおりです。

川崎市職員措置請求書

川崎市〇〇〇（請求の対象とする職員又は職名）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※次の事項を記載してください。

（1）請求の対象とする職員等

誰が

（2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

いつ、どのような

（3）違法又は不当とする理由

その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか

（4）市に生じている損害

その結果、市がどのような損害を被ったか（又は被るおそれがあるのか）

（5）求める必要な措置

どのような措置を請求するのか

※請求の対象となる財務会計上の行為が、請求までに1年が経過している場合は、1年を経過して請求する正当な理由（なぜ請求までに時間を要したか）を記載してください。

2 請求者

住所

氏名（氏名は自署してください。）

連絡先 電話、電子メール

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置（具体的に記載してください。）を請求します。

年 月 日

川崎市監査委員宛て

Q13 事実証明書等の書式は？

A13

事実証明書等に定められた書式はありません。

複数の事実証明書を提出する場合は、資料の一覧表を作成し、事実証明書ごとに資料番号を付けるようお願いいたします。資料の一覧表の記載例は次のとおりです。

なお、複数の資料を1枚に集約するのはできるだけ避けてください。

事実証明書

甲第1号証 ○○○○○○○○○○○○○○

甲第2号証 ○○○○○○○○○○○○○○

甲第3号証 ○○○○○○○○○○○○○○

請求書の末に付記していただいても構いません。

Q14 住民監査請求の請求書はどこに提出するのですか？

A14

請求書の受付は、川崎市監査事務局で行っています。直接持参するか、郵送してください。ファックスや電子メールによる提出はできません。

所在地

（郵送する場合の宛先） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（持参する場合の提出場所） 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎16階

※令和7年4月1日から、南庁舎に名称が変わります。

担当 川崎市監査事務局行政監査課

電話 044（200）3448

なお、提出の際は事前に事務局に御連絡をいただけると、受付事務を円滑に進めることができますので、御協力をお願いいたします。

Q15 受け付けた請求書の扱いは？

A15

請求人が提出した請求書及び事実証明書の形式や内容が、法令に定められた**要件を満たしているか、監査委員が審査します。**これを「**要件審査**」といいます。

住民監査請求の要件を満たしていると判断した場合、監査委員はこれを受理し、監査を行います。

また、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合、監査委員はこれを却下し、監査を行いません。

監査委員は、受理又は却下の決定を行った際に、請求人にその旨を文書で通知します。なお、却下した際には、その通知文書を市ホームページで公表します。

Q16 請求書の補正とは？

A16

請求書の形式や内容に不備があるとき、事実証明書が不足がしているときなどは、必要に応じて請求人に期限を定めて請求書の補正や事実証明書の追加提出を求めることがあります。

請求人が補正等に応じない場合には、住民監査請求が却下されることがあります。

Q17 請求人の証拠提出及び陳述とは？

A17

住民監査請求を受理した場合、監査委員は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければなりません（地方自治法第242条第7項）。

陳述の実施の有無は、請求人の意向により決定しますので、請求人の意向を確認するため、請求書の提出時に併せて「陳述及び氏名等の非公開に関する意向確認書」の提出をお願いしています。

※「陳述及び氏名等の非公開に関する意向確認書」とは、陳述の意向、監査結果の公表の際の住所、公開・非公開の意向を確認するための書面です。

（１）証拠の提出について

「証拠の提出」とは、請求書に記載された主張を裏付ける証拠資料があれば追加して提出を認めるというものです。

監査委員は、住民監査請求に対し、請求のあった日から**60日以内に監査を行い、結果の通知及び公表を行わなければならない**（監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による場合を除く。）**ことから、住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱第2条第2項の規定に基づき、請求人からの証拠の提出は、陳述の日までとしています。**監査委員がやむを得ないと認める場合を除き、陳述終了後は新たな証拠の提出は認められません。

証拠を提出する場合の期限は、陳述の日までですが、陳述の円滑な進行のため、なるべく前日までに提出してください。前日までに提出が間に合わない場合は、事前に監査事務局まで連絡してください。

（２）陳述について

陳述は、請求書に記載した請求内容とその補足説明のために行うものです。**請求書に記載のない新たな主張は認められません。**

請求人以外の方が陳述を行う場合、委任状が必要です。当日までに委任状を作成し、監査事務局に提出してください（当日持参していただいても結構です。）。

請求書の受理、却下決定の前に、陳述日程の調整をさせていただく場合があります（日程調整後、要件審査において却下となり、監査を実施しない場合には、陳述は実施しません。）。

Q18 住民監査請求にはどのような結果がありますか？

A18

監査の結果等は、監査委員の合議により決定します（地方自治法第242条第5項）。
個別外部監査契約に基づく監査の場合においても、個別外部監査人からの報告に基づき、監査委員が、当該住民監査請求に理由があるかを決定します。

監査の結果等は次のとおりです。

（１）勧告 （監査委員が請求に理由があると判断する。）

監査委員は、当該監査における措置等の対象者に対して、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告し、請求人に勧告内容を通知するとともに、市公報、市ホームページ等で公表します。

また、監査委員の勧告があったとき、勧告を受けた議会、市長その他の執行機関又は職員は必要な措置を講じ、その旨を監査委員に通知しなければなりません。この場合、監査委員はこの通知に係る事項を請求人に通知するとともに、市公報、市ホームページ等において公表します。

（２）棄却 （監査委員が請求に理由がないと判断する。）

監査委員は、請求人に対し、その判断理由を通知するとともに、市公報、市ホームページ等で公表します。

（３）合議不調 （監査委員の合議が調わない。）

監査委員は、請求人に対し、監査委員の合議が調わず、監査の結果を出すことができない旨を通知するとともに、市公報、市ホームページ等で公表します。

（４）却下 （監査委員が住民監査請求の要件を満たしていないと判断する。）

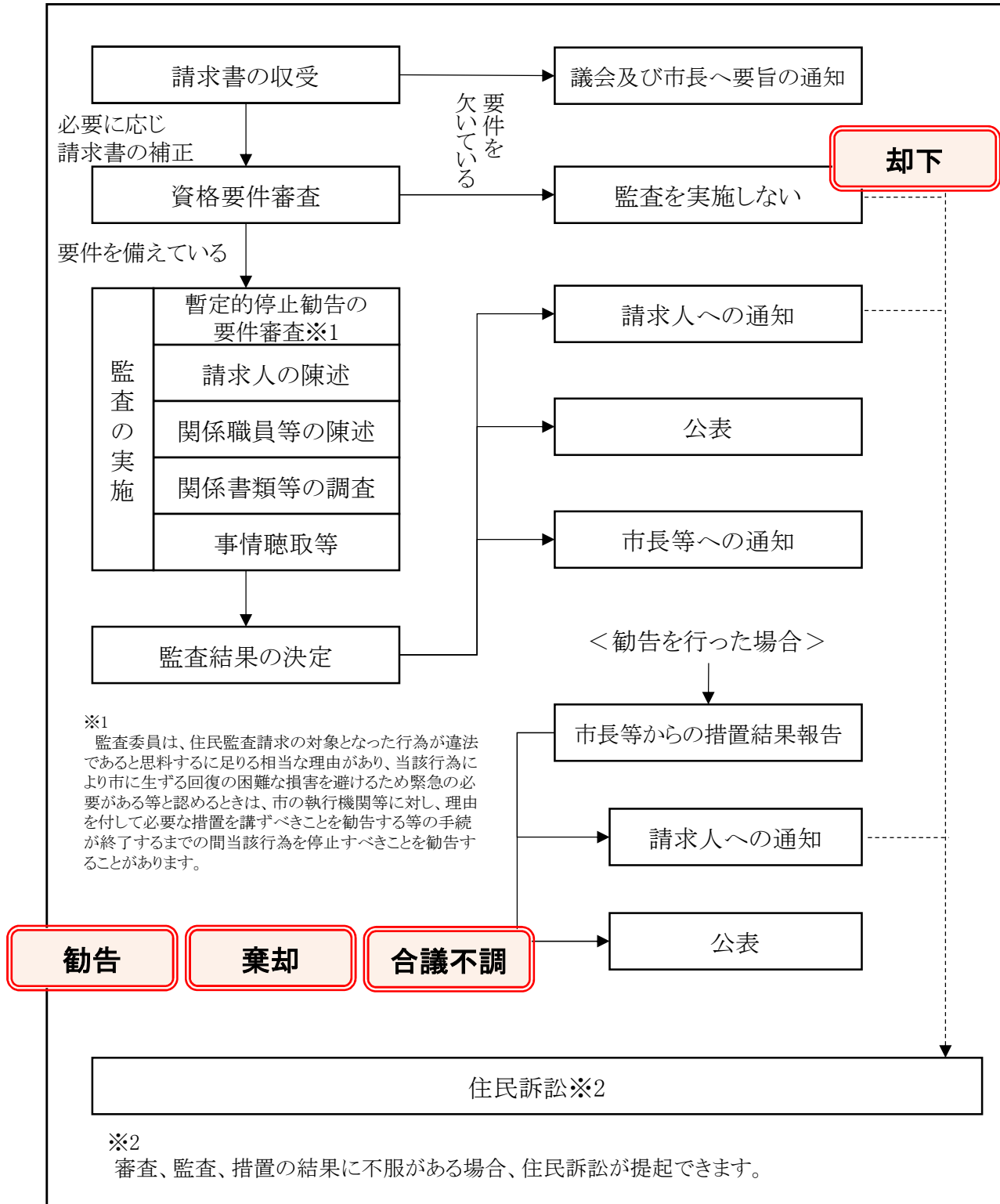
監査委員は、請求人に対し、法令で定める要件を満たしていないことを通知するとともに、市ホームページで公表します。

請求のうち、一部を却下する（一部は監査を実施する）ことがあります。

Q19 住民監査請求に基づく監査の流れは？

A19

請求書の収受から、結果等の通知までの流れはおおむね次のとおりです。請求書を収受した日から**60日間以内**に結果を決定し、通知、公表します（地方自治法第242条第6項）。



Q20 監査の結果に不服がある場合は？

A20

請求人は、違法な財務会計上の行為又は怠る事実についての監査の結果に不服がある場合、一定期間内に住民訴訟を提起することができます（地方自治法第242条の2）。

監査委員が監査を実施せず、住民監査請求を却下した場合も、請求人は住民訴訟を提起することができます。

不当な財務会計上の行為又は怠る事実は住民訴訟の対象とはなりません。

住民訴訟の対象、提起ができる期間等の手続については、川崎市を管轄する横浜地方裁判所に確認してください。

区分	期間
監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から <u>30日以内</u>
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があつた日から <u>30日以内</u>
監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合	当該60日を経過した日から <u>30日以内</u>
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合	当該勧告に示された期間を経過した日から <u>30日以内</u>

Q21 監査委員以外に監査を求めることはできますか？

A21

住民監査請求をする場合で、特に必要と認めるときは、その理由を付して、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めることができます。

請求人は、請求書に外部監査による監査を求める理由を記載して、申し出ることにしています。

個別外部監査契約に基づく監査を求める場合は、その求める理由を、請求の要旨とは別に、請求書に記載してください。

監査委員は、この求めがあった場合、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるかどうかを決定します（地方自治法第252条の43）。

個別外部監査契約に基づく監査を求める場合は、Q12の請求書に次の2点を追加します。記載例は、次のとおりです。

- ①監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めること
- ②外部監査による監査を求める理由

川崎市職員措置請求書

川崎市〇〇〇（請求の対象とする職員又は職名）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※次の事項を記載してください。

（1）請求の対象とする職員等

誰が

（2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

いつ、どのような

（3）違法又は不当とする理由

その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか

（4）市に生じている損害

その結果、市がどのような損害を被ったか（又は被るおそれがあるのか）

（5）求める必要な措置

どのような措置を請求するのか

※請求の対象となる財務会計上の行為が、請求までに1年が経過している場合は、1年を経過して請求する正当な理由（なぜ請求までに時間を要したか）を記載してください。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

3 請求者

住所

氏名（氏名は自署してください。）

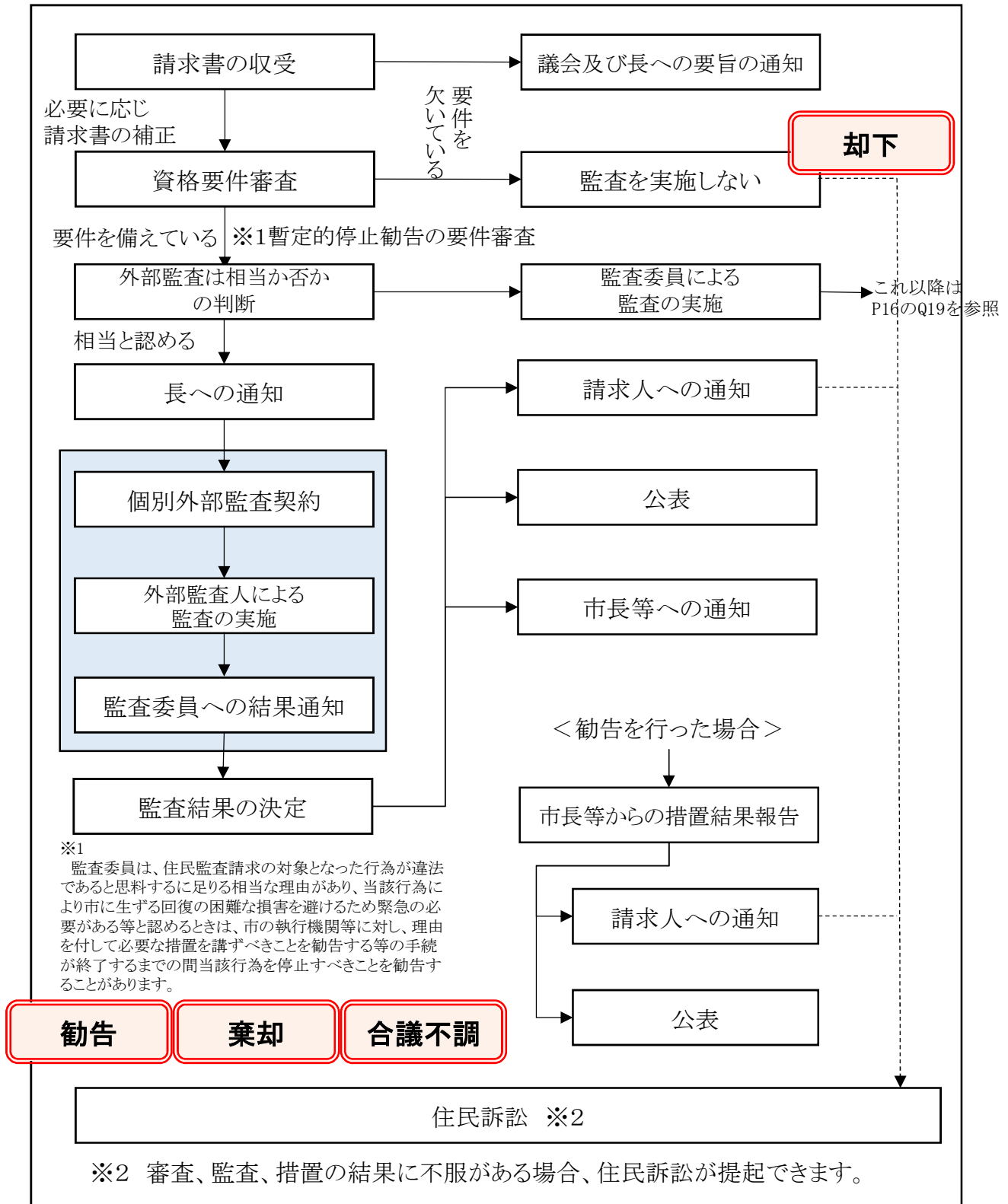
連絡先 電話、電子メール

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置（具体的に記載してください。）を請求します。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日
川崎市監査委員宛て

個別外部監査契約に基づく監査によることが相当である場合の請求書の収受から、結果等の通知までの流れは次のとおりです。請求書を収受した日から**90日間以内**に結果を決定します（地方自治法第252条の43第5項）。



住民監査請求・請求書チェックリスト

項目	確認事項	チェック
表題	「川崎市職員措置請求書」と記載していますか。	
請求日	請求日を記載していますか。	
請求人	住所を記載していますか。川崎市内ですか。	
	氏名を自署していますか。	
	請求人が多数の場合、代表者を選任していますか。	
	請求人が法人の場合、名称、代表者名を記載していますか。	
	団体(町内会、自治会、任意の団体等)の場合、活動実績が分かる会則等を添付していますか。	
	連絡先を記載していますか。(電話、メールアドレス等)	
宛先	宛先が「川崎市監査委員」宛てとなっていますか。	
請求の要旨	請求の対象となる職員等を特定していますか。	
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を具体的に特定していますか。	
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実が違法若しくは不当である理由を具合的に示していますか。	
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実により発生するまた発生するおそれのある損害額を示していますか。	
	請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に対する必要な措置を具体的に示していますか。	
請求期間	請求の対象となる財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求となっていますか。	
	1年を経過している場合、「正当な理由」を記載していますか。	
添付書類	事実証明書を添付していますか。	
	資料が複数ある場合、区別するための番号が付けられていますか。	
その他	個別外部監査契約に基づく監査によることを求める場合、理由を記載していますか。	

関係法令

【地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）】

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
 - 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内
 - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
 - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内
 - 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
- 5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
- 6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
- 7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
- 8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。
- 9 民法第一百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
- 10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。
- 11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。
- 12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（住民監査請求等の特例）

- 第二百五十二条の四十三 第二百四十二条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百四十二条第一項の請求（以下この条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。
 - 3 第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定」と、同条第八項第一号中「事務

の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。
- 5 第二項前段の規定による通知があつた場合における第二百四十二条第五項から第七項まで及び第十一項並びに第二百四十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、第二百四十二条第五項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査の結果に関する報告の提出」と、「監査を行い」とあるのは「当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知する」と、同条第六項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「六十日」とあるのは「九十日」と、同条第七項中「監査委員は、第五項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項」と、同条第十一項中「第四項の規定による勧告、第五項」とあるのは「第五項」と、「監査及び勧告並びに前項の規定による意見」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び勧告」と、第二百四十二条の二第一項中「前条第一項の規定による」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「同条第五項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第五項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは」と、「同条第一項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査」と、同条第二項第一号中「の監査の結果」とあるのは「の請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」とあるのは「九十日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定又は」とする。
- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第五項の規定は、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。
- 7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第七項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第二百四十二条第一項の請求であつたものとみなす。この場合において、監査委員は、同条第五項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）】

（住民による監査請求）

第百七十二条 地方自治法第二百四十二条第一項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

【地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（抄）】

〔措置請求書等の様式〕

第十三条 地方自治法施行令第百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

【住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱（平成15年12月26日付け15川監第429号）】
（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出及び陳述等に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求人による証拠の提出）

第2条 法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出は、郵便又は信書便による送付により行うことができる。

2 法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出の期限は、同条第1項の規定による請求人（以下「請求人」という。）の陳述の日までとする。ただし、監査委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（請求人の陳述の聴取）

第3条 法第242条第7項の規定による請求人の陳述の聴取の日時及び会場は、監査委員が定める。

2 監査委員は、陳述しようとする請求人が複数の場合は、陳述する者の数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述する者の選出を行うことができる。

3 請求人の陳述は、簡潔に行うものとし、陳述する者が複数の場合であっても、合計で1時間を超えないものとする。

4 監査委員は、請求人が本人に代わって代理人に陳述させようとするときは、その陳述を行う日までに請求人にその委任状を提出させなければならない。

（関係職員等の立会い）

第4条 監査委員は、前条の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数の場合は、立会いをする者の数を制限することができる。この場合において、関係職員等は、立会いをする者の選出を行うことができる。

3 前2項の規定により陳述の聴取に立ち会う関係職員等は、監査委員が認めるときは、その陳述の内容に関し意見を述べることができる。

4 監査委員は、関係職員等の立会いが前条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

（関係職員等の陳述の聴取）

第5条 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査を行うに当たっては、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

2 関係職員等の陳述の聴取の日時及び会場は、監査委員が定める。

3 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査の対象となる局等が複数の場合は、主となる局等の関係職員等に陳述させることができる。

4 関係職員等の陳述は、簡潔に行うものとし、陳述する者が複数の場合であっても、合計で1時間を超えないものとする。

（請求人の立会い）

第6条 監査委員は、前条の規定による関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、立会いをしようとする請求人が複数の場合は、立会いをする者の数を制限することができる。この場合において、請求人は、立会いをする者の選出を行うことができる。

3 前2項の規定により陳述の聴取に立ち会う請求人は、監査委員が認めるときは、その陳述の内容に関し意見を述べることができる。

4 監査委員は、請求人の立会いが前条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

5 監査委員は、請求人が本人に代わって代理人を立ち合わせようとするときは、その立会いの日までに請求人にその委任状を提出させなければならない。

（陳述の聴取の中止等）

第7条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述する者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該聴取を中止することができる。

2 監査委員は、第4条又は第6条の規定により立ち会う者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該立ち会う者に退場を命ずることができる。

（陳述の傍聴）

第8条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述の聴取を行うときは、傍聴を認めることができる。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人の決定は、陳述の聴取を行う日にその会場において、先着順により行うものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条又は第5条の規定による陳述の聴取の傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他陳述の聴取の会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者
- (4) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し又は携帯している者
- (5) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査委員の指示に従うこと。
- (2) 第3条若しくは第5条の規定による陳述又は第4条第2項若しくは第6条第3項の規定による意見に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 所定の傍聴の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) その他陳述の聴取の場所の秩序を乱し、又は陳述の聴取の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。
- (2) 傍聴人により、第3条又は第5条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるとき。

(陳述の撮影等)

第12条 請求人、関係職員等又は傍聴人は、監査委員の許可を受けた場合を除き、陳述の聴取の会場において、撮影又は録音をしてはならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

参考様式

川崎市職員措置請求書

.....に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住所 川崎市 区

氏名

連絡先

電話

電子メール

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

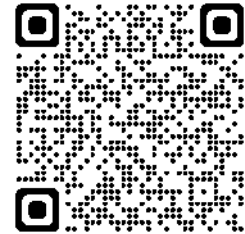
年 月 日

川崎市監査委員宛て

これまでの住民監査請求とその結果

これまでの住民監査請求については、川崎市監査事務局のウェブサイトにて公開しています。御参考ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html>



川崎市 KAWASAKI CITY

緊急情報なし 防災ポータル Language よくある質問FAQ AIチャットボット オンライン学習 ほか

暮らし・総合 こども・子育て 魅力・イベント 事業者 市政情報 防災・防犯・安全

川崎市監査事務局 結果一覧

公開日：2024年2月5日
更新日：2025年2月20日

● 川崎市町内会・自治会活動応援補助金に関する住民監査請求

- 受理日 令和6年12月25日
- 公表日 令和7年2月20日

川崎市町内会・自治会活動応援補助金に関する住民監査請求

川崎市町内会・自治会活動応援補助金に関する住民監査請求（資料）（PDF形式、259.00KB）[開く](#)

● 政務活動費に関する住民監査請求

- 受理日 令和6年8月29日
- 公表日 令和6年10月25日

政務活動費に関する住民監査請求

政務活動費に関する住民監査請求（資料）（PDF形式、326.72KB）[開く](#)

● 政務活動費に関する住民監査請求

- 受理日 令和6年8月29日
- 公表日 令和6年10月25日

政務活動費に関する住民監査請求

政務活動費に関する住民監査請求（資料）（PDF形式、307.85KB）[開く](#)

● 川崎市人権・同和対策生活相談事業補助金に関する住民監査請求

- 提出日 令和5年12月15日
- 通知日 令和6年2月5日（却下）

却下通知

却下通知（PDF形式、125.61KB）[開く](#)

住民監査請求に関する問い合わせ先

担当課 川崎市監査事務局行政監査課

郵送先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

所在地 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎16階

※令和7年4月1日から、南庁舎に名称が変わります。

電 話 044(200)3448

FAX 044(245)8243

Eメール 92gyosei@city.kawasaki.jp

※請求書をFAXやEメールにより提出することはできません。